

「家庭の日」を推進！ 市長自ら実践！

家族の絆を深めようと取り組まれている「家庭の日」。本市でも毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、優待制度の利用推進や啓発活動など、さまざまな取り組みを行っています。4月から市長自ら家庭の日を実践するなど、この運動をさらに推進していきます。

1 市長も「家庭の日」を実践！

4月から毎月第3日曜日は、市長自ら家庭の日を実践していきます。

このことがマスコミ報道されることで、広く家庭の日の運動を知ってもらい、家庭での子どもとの触れ合いの時間が増えることで、親と子の触れ合いや家族1人1人の役割について理解を深め、家族の絆を築いてもらうことを願っています。

2 市主催行事は原則第3日曜日には行いません！

市でも、第3日曜日は家庭で過ごしてもらうことを目的に、4月以降に行う予定の市主催行事は第3日曜日には行わないよう調整していきます。

ただし、家族で参加することで家族の絆を築いていくための行事は、第3日曜日に実施していけるよう取り組んでいきます。

3 中学校部活の取り組みについて

市内の各中学校では、家庭の日は部活動を休みにすることを原則としています。各学校では、部活動方針の中に家庭の日に関する取り決めを設定するなど、家庭の日の趣旨を生かした取り組みを実施しています。家庭の日に部活動を実施せざるを得ない場合は、次の日に部活動を休みにするなど各学校で対応しています。

4 スポーツ少年団の取り組みについて

市内のスポーツ少年団では、家庭の日にはスポーツ少年団活動は行わないことを申し合わせています。やむを得ず団活動を行う場合は、スポーツ少年団本部長に申請し、承認を得ることになっています。

＜お得な優待制度について＞

家庭の日に18歳未満の子どもを連れて、協賛施設を利用するとき、優待券を使うと、各種料金の割り引きや子どもへのプレゼントなどのサービスが受けられます。

都城島津邸や道の駅都城、道の駅山之口などのほか、遊技場や飲食店など、市内21カ所の施設で優待券を利用することができます。



協賛施設を募集中！

優待券が利用できる協賛施設や店舗を募集しています。特に、負担金や広告費は必要ありませんので、安心して申し込みください。

●申し込み 県子ども家庭課 ☎0985-26-7041

＜家庭の日の由来＞

昭和30年、鹿児島県さつま町（旧鶴田町）で始まった家庭の日の運動。宮崎県でも昭和41年から県民運動が始まり、昭和52年に毎月第3日曜日を家庭の日と定め、運動の輪が広がりました。本市も各地区の青少年健全育成協議会などを通じて、運動を推進しています。

- 問い合わせ 家庭の日に関すること 生涯学習課 Tel 23-9545
部活動に関すること 学校教育課 Tel 23-9544
スポーツ少年団に関すること スポーツ振興課 Tel 23-9546